

## 平成29年度 給水装置・排水設備工事及び水道施設工事等に関する担当者会議

日 時 平成30年2月14日(水) 13:15～15:00

場 所 宮崎市上下水道局1階101会議室

議 題 給水装置工事に関する事 (11問)  
水道施設工事に関する事 (11問)  
下水道工事に関する事 ( 3問)

出席者

宮崎市上下水道局

管理部給排水設備課 黒木寿博 副主幹兼給水装置係長、宮尾芳郎 副主幹  
水道部水道整備課 岩崎和弘 課長補佐兼管理係長、蛭原隆文 整備係長  
下水道部下水道整備課 田淵博稔 課長補佐兼建設第一係長、黒川浩太郎 主幹兼維持係長

宮崎管工事協同組合

前田昭彦 副理事長  
坂本史郎 理事(工事委員長)  
中村真也 工事委員  
山口吉規 工事委員  
川崎剛嗣 事業部長  
日高和則 統括課長

質問及び意見		
No	1 給水装置工事に関すること	
	質問	回答（給排水設備課）
1	受付が午前中だけにもかかわらず、担当者が一人もいない時があり、業務に支障がでています。	トイレ等で不在する際もありますが、長時間の離席がないよう努めてまいります。
2	給水申請の受付を午前中だけでなく、昼からの14時くらいまで受付してほしい。	午後からは、事務処理、関係業者との打合せ、直結給水方式への変更に伴う現地調査、水圧調査及び井水から上水道への切替に伴う現地調査等を行うことから、従来通り11時30分までの受付でお願いします。
3	給水台帳を各営業所（田野、高岡、佐土原、清武）でも閲覧できるようにして頂けると助かります。	各営業所で閲覧するためには、給排水設備課の負担で各営業所内に給水台帳閲覧システムの機器を増設し、営業所工務課に対しても機器の維持管理や閲覧システム受付業務の依頼が必要となり、設置費や人員確保の面から困難と考えます。
4	給水装置工事承認申請書と完成図には、建築確認申請用の建物配置図を添付しているので、建物のオフセット寸法は必要ないのではないのでしょうか。	建築確認申請用の建物配置図の添付は、各事業者への負担が大きいことから任意としており、完成図に建物オフセット寸法を記入する従来通りの方法でお願いします。

5	<p>大規模住宅、学校等の大規模建築物の工事を受注した場合、給水装置工事承認申請書に既設管を記入する必要があるため、既存の承認書のコピーは出来ませんでしょうか。</p>	<p>給水装置工事承認申請書のコピーは、建物所有者からの申請により入手できることから、大規模住宅・学校等の大規模建築物の工事を受注した場合は、建物所有者に相談して下さい。          なお、建物所有者のかわりに、管理者または使用者からの申請でも対応できることもありますので、給排水設備課までご相談下さい。</p>
6	<p>給排水設備課に設置してある閲覧パソコンで、以前の紙ベースの台帳時代には閲覧できていた「メーター出庫履歴のない止水栓までのデータ」を閲覧できるようにならないか。          付け加えて、直営工事分(W)記号の図面も閲覧システムから閲覧できるようにならないか。</p>	<p>「メーター出庫履歴のない止水栓までのデータ」は、現在の給水台帳閲覧システムから閲覧できます。          また、直営工事分(W)記号の図面についても給水台帳閲覧システムから閲覧できますので、給排水設備課の職員にご相談下さい。</p>
7	<p>公道立会いは各営業所(田野、高岡、佐土原、清武)の職員でも立会いして頂けないでしょうか。</p>	<p>給排水設備課では、公道工事立会いの際に設計審査時の条件に遵守した施工となるための指導を施工業者に対して行っています。          各営業所の職員は、設計審査時の条件等の情報を得ておらず、施工業者に対する指導権限もないことから、従来通り、給排水設備課の職員が立会いを行います。</p>
8	<p>給水管引込み工事で、私道(公衆用道路)など本管より長距離にて給水管を埋設する際、国県市道等、行政が管理する道路の境界1m以内に設置する仕切弁が10K対応なので、宅内メーターの上流側に設置する弁は10K対応ではなく5K対応の弁でもよいのではないのでしょうか。</p>	<p>市内の配水管の水圧は5K以上の地域もありますので、「宮崎市給水装置の構造、材質、工事上の条件、検査等に関する要綱」にもとづき、配水管から分岐する際に設置する分岐用仕切弁や建物敷地境界1m以内に設置する第1仕切弁は、従来通り10K青銅製仕切弁の設置をお願いします。</p>

9	<p>最近は器具の多様化が進み、施主がおしゃれな外国製器具など未認証品の設置を希望する場合があります。</p> <p>その際、一次側(未認証品の上流側)に逆止弁付ボール弁を取り付けることで未認証品の設置を認めてほしい。</p>	<p>水道法など関係法令等により、直結する給水用具は水道法に準拠した認証品の設置が義務となっています。</p> <p>そのため、未承認品を取り付ける際は上流側に受水槽などの設置が必要となります。</p>
10	<p>宅内の改修工事のうち軽微な工事については、局職員による現地検査ではなく、給水装置工事承認申請書だけの検査にさせていただけないか。</p>	<p>軽微な改修工事は上下水道局職員による現地検査は行っておりません。</p> <p>工事着工前に給水装置工事承認申請書を提出し、承認を受け、工事完了後には施工写真を提出してください。</p> <p>※軽微な改修工事とは、      新たな引込工事や給水負担金の納入がなく、解体等工事用もしくは主配管から分岐する給水栓増設工事で、給水管延長が5m以下、かつ給水栓が2個以下の工事</p>
11	<p>配水管からメーターまでの既存給水管を撤去する工事において、給水台帳通りに布設されていない場合は、再度の掘削を行うことがあります。</p> <p>その時の費用は施主ではなく、現実的には施工業者が負担しており、泣き寝入り状態である。</p> <p>そこで、水道整備課の水道施設工事のように、試掘調査費の予算を給水装置係で確保できないか。</p>	<p>水道整備課によると、上下水道局所有である既存配水管の調査に係る費用として、試掘調査費を計上しているとのこと。</p> <p>既存給水管は個人所有であることから、撤去や調査に係る費用については、見積もりに計上するなど施主に相談してください。</p>

2 水道施設工事に関すること		
No	質 問	回 答 (水道整備課)
1	土留工における掘削幅が狭すぎ、トルクの締付けが容易ではないので、掘削幅の変更はできないでしょうか。	昨年度の水道技術講習会で説明したとおり、本年度より国庫補助事業に取り組んでおり、補助事業の関係上、水道実務必携に基づき設計しておりますので、ご了承をお願いします。
2	水圧テストの24時間を12時間に短縮することはできませんか。	水道施設設計指針に、「水圧試験は、管路に充水後一昼夜程度経過してから行うことが望ましい。試験は、設計水圧以下で行い、試験水圧まで加圧した後、一定時間を保持し、その間の管路の異常の有無及び圧力の変化を調査する。」と記述してあります。 本来であれば、そのとおり行うのが望ましいのですが、現在、充水後の水圧試験をしているのは、前述の「充水後一昼夜程度」を考慮して、24時間の水圧試験としておりますので、ご理解をお願いいたします。
3	材料検査は材料検収にて規格品であることを品質管理写真に収めて提出するので、省略しても良いのではないのでしょうか？ 逆に材料検査立会を行った材料については、材料検収の写真を省略することはできないのでしょうか	共通仕様書等に、「現場搬入時の検収写真を撮影する。但し、JISマーク製品については、規格及びマーク等の表示を撮影するのみでよい。」と記述されております。 この記述を基に検査室の完成検査が行われますので、不備があった場合は、指摘事項となります。 また、平成29年4月にあった会計検査院による実地検査(会検)において、JIS規格などの通常製品を含めた材料確認の立会い、管理などをすよう指摘されておりますので、お手数ですが、材料検査及び材料検収の写真提出をお願いいたします。
4	止水工(ABS工法)を行う際は、止水器具メーカー仕様の許容水圧が口径毎に設定されていますが、施工場所によっては、許容水圧以上での作業を行っている状況です。 このような状況の中で、作業中による事故が発生した場合の保障(補償)はどうなるのでしょうか。	ABS工法では、一定水圧以下での作業となっておりますが、市内の地域によっては一定水圧以上となっている地域もあります。 そうした場合、バルブ操作及び消火栓等で一定の水圧まで低下させる作業を上下水道局職員が行っていきたく思いますので、ご理解をお願いします。 なお、万一事故が発生した場合、事故の状況にもよりますが、上下水道局が契約している補償会社が対応することも可能な場合があると思われま。

5	<p>埋戻し材料を掘削発生土で使用しなければならない時、埋戻しを行うまでは仮置き場での適正な土質管理が必要になりますので、その管理費を設計書で計上していただけないでしょうか。</p>	<p>九州管内の他都市及び県内、宮崎市の関連部署(上下水道局内も含む)に発生土埋戻し材に関する調査をした結果、ほとんどの自治体において運搬費、管理費等の計上をしていない状況でした。今後、他都市の動向を注視しながら、技術担当課長会議などにおいて問題提起していきたいと考えております。</p> <p>※県内、宮崎市の関連部署の状況：運搬費、管理費の計上なし</p>
6	<p>発注繁忙時は交通誘導員の確保が難しくなり工事に支障がでるので、年度を通して均一の発注ができないでしょうか。</p>	<p>近年、交通誘導員の減少により工事着手が遅延する傾向が見られます。発注者側としても一年を通して均等に発注を行っていくよう検討、配慮していきます。</p>
7	<p>街中での発注は設計費を割増してもらえないでしょうか 特に、汚水、雨水、ガス、既設給水管等の既設埋設管が輻輳していて、一度掘削したが、配水管を設置できない場合、再度掘削し直さなければならないが、その費用を設計変更で計上していただけないでしょうか。 また、未使用の水道管やガス管など障害のある旧管について、その撤去費用を計上していただけないでしょうか。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域毎に、諸経費を算定しております。 DID地区(=人口集中地区)は他の地域と比べて割増しとなっておりますが、補助事業との整合性をとるため、それ以上の割増計上は考えておりません。</li> <li>2. 配水管等が布設できない場合の再度の掘り返しの計上については、原則、設計変更での計上は考えておりません。 水道管ルートを確認させるため、試掘調査を計上しておりますので、下水道などの埋設調査を密に行い、必要であれば試掘調査箇所数を増やし、再掘り返しが無いよう念入りの調査をお願いいたします。 追加した試掘箇所については、変更の検討対象となります。</li> <li>3. 撤去費用について、廃止された水道管の場合は撤去費用の計上は可能と考えております。 他の埋設物(ガス管等)については、埋設物管理者との協議が必要と思われるので、協議結果を基に計上するか否かを判断したいと考えております。</li> </ol> <p>2. 3. について、工事打合せ簿により監督員と協議をお願いします。</p>
8	<p>夜間工事はもう少し設計額の割増しはできないでしょうか。 (街中での騒音対策で充電式ライト、LEDライト等の対策費が今まで以上に増えています)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 夜間工事における人件費の割増しは設計上行っておりますが、それ以上の計上は考えておりません。</li> <li>2. ライトの割増しに関しては、公共土木歩掛では対応しておりますが、実際の工事では条件をクリアしていないので実施採用までには至っていないようです。 水道事業歩掛では、今のところ対応しておりませんが、国県からの通知等があれば、対応していきたいと考えております。</li> </ol>

9	<p>発注繁忙時は、交通誘導員不足の影響で交通誘導員単価の上昇が現場では日常化していますので、設計書における交通誘導員単価は現場の状況に応じた臨機応変な適正な単価での計上ができないでしょうか。</p>	<p>交通誘導員の単価については県単価を使用しており、国庫補助事業の関係から変更はできないと考えております。          なお、今年度より交通誘導員は直接工事費に計上されており、諸経費にも反映されるようになりましたので、結果的に交通誘導員単価は割高となっておりますので、ご理解をお願いします。</p>
10	<p>舗装工の設計単価と交通誘導員の設計単価が現状より低いと思われますので、検討はできないでしょうか。</p>	<p>設計単価については、県単価を採用しておりますので、ご理解をお願いします。</p>
11	<p>設計書は、内訳書の中でそれぞれの工種(第〇号布設工事等)毎に経費を計上するようになっていますが、工事としては一つなので全体の直接工事費に対して経費を計上するような設計書にならないでしょうか。          また、経費はどのように計算されているのでしょうか？</p>	<p>諸経費については、公共土木歩掛と同じ手法で計算を行っています。          (一工事としての直接工事費合計による諸経费率等で計算しています。)          設計書については、企業会計上予算の支出が異なるため、便宜上、工種毎に金額按分されたものが出力されているものです。</p>

No.	3. 下水道工事に関すること 質 問	回 答（下水道整備課）
1	<p>下水道取付管工事において、完工図の管種・管径と現場が違う場合があります、当日に材料の手配がつかないなど工事に支障がでるので、更新後のすりあわせをしっかりと行っていただきたい。</p>	<p>下水道台帳は、施工業者の皆様から提出された完工図をもとに、毎年度、更新作業を行っております。</p> <p>しかしながら、提出された完工図に誤りがあると、下水道台帳図にも誤った情報が反映されることになるため、施工業者の皆様には管種、管径等の十分な確認をお願いするとともに、更新作業のデータ入力にも細心の注意を払っているところです。</p> <p>今後とも、更新作業には万全を期してまいります。もしも下水道台帳と現場に相違があった場合には、毎年度の更新作業時に修正を行いますので、お手数ですが下水道整備課まで連絡をお願いします。</p>
2	<p>公共樹設置工事業務委託に関して、警察に道路使用許可申請書を提出する際、道路占用許可証の写しの添付を求められるので、警察協議をスムーズに行うために、事前に請負業者にも写しをいただきたい。</p>	<p>下水道整備課にお問合せいただければ、道路占用許可書の写しをお渡しいたします。なお、審査済証を発行する際に、道路占用許可書の写しを添付することも可能です。</p>
3	<p>公共樹設計を上げてから、着工許可が出るのが遅すぎます。 もう少し早く許可を下してほしい。</p>	<p>公共樹設計を提出いただいた後、下水道整備課から道路管理者に道路占用許可申請書を提出しますが、提出から許可までに2週間程度を要している状況です。</p> <p>下水道整備課における事務処理については、今後も迅速な処理に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。</p>